

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成29年10月4日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成29年10月4日(水) 午後1時00分～午後2時55分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 岡本公秀
部会員 西川憲行 高島真 新 秀隆
会長 中村嘉孝
副会長 森 美和子
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局
事務局長 草川博昭 議事調査室長 渡邊靖文
水越いづみ 高野利人
- 6 案件
1. 第48回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2017への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について
(2) 長期欠席者への対応について
(3) 新たな項目の必要性について検討
(4) 議会改革白書2017について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、議会改革推進会議「検討部会」を開会します。

きょうは49回目の検討部会ということで、実は今期最終の検討部会になります。推進会議が17日に行われますので、それまでに結論の出せるものについては結論を出しますけれども、結論の出ないものはまた来期に送るということで、きょうは、結論が出るのか出ないのか、その辺の振り分けもしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず48回検討部会の確認事項について、事務局お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の事項書をごらんください。

第48回検討部会の確認事項についてでございます。

まず1項目めといたしまして、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、これにつきましては、従前からご議論をいただいておりますが、議長任期については、部会としては2年ということで答えを出していただきましたので、前回については委員会の任期、そういったことを中心にご議論をいただいております。そして、資料としましては、定数が18の市議会の委員会の構成、あるいは任期がどうなっておるかということをお調べさせていただきまして、その資料に基づきましてご議論をいただいたという状況でございます。

続きまして、2番目の長期欠席者への対応についてでございます。

こちらにつきましても従前から議論を続けていただいておりますが、これにつきましては、きょうもお配りしておりますが、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例検討資料ということで、5市を比較するような表をつくらせていただきまして、1条のほうから順番に議論をしていただいておりますという状況でございます。

続きまして、3項目め、新たな項目の必要性について検討ということで、これにつきましては、都市マスタープランを議決事件としている他市の状況について調査をさせていただきまして、その資料に基づきまして、今後他の計画も含めて議決事件への追加について検討するというところで確認をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか、確認事項で。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 2番目の議会改革白書2017への掲載内容の確認について、事務局お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項ということで、これにつきましては、8月25日でございますが、議会運営委員会におきまして、9月定例会での議長職務及び委員長報告についてということで、内容につきましては、9月定例会の議案質疑1日目における副議長による議長職務、それと閉会日における副委員長による委員長報告は、平成29年9月定例会から行わないこととするということで決定をいただいております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これもこのとおりだと思いますので、次に進めたいと思います。

本日の議題に入ります。

1 番目は、機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方についてということで、引き続きの課題であります。

まず事務局から説明をいただきます。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、まずお手元の資料2をごらんいただきたいと思います。

先ほども説明させていただきましたが、前回、定数18の市議会の委員会構成と委員任期について資料をお配りさせていただきました。その中で、ご議論をいただく中で幾つか宿題を頂戴しております。まず定数18の中では、胎内市さんのみ複数所属を可としておりましたので、その複数所属とした理由、あるいは経緯、その辺を探ってほしいということが1点。

あと、議長任期が委員の任期より短い、あるいは議長任期が委員の任期より長い、要するに議長任期と委員の任期が一致していない、ずれておる市議会については、そうなっておる理由と、そういったことによって不都合が生じていないかということ調査してほしいということが2点目。

それと3点目といたしましては、2委員会の議会につきまして、2委員会で2年任期やと4年の間で総入れかわりになって、結局、委員の構成がかわらんと裏表になってしまうだけと違うかということと、その2委員会の中で、従前3委員会やって、2委員会にしたところがあれば、その理由と委員会の構成について調べてほしいというような点を宿題として頂戴しております。

そこで、ちょっとお手元に配付しました資料2-1をごらんいただきたいと思います。

先ほど申しました項目に当てはまる市議会にお電話をさせていただきまして、聞き取りを行わせていただいた内容を記述させていただいております。

まず順番にご説明をさせていただきたいと思います。複数所属を可としております新潟県胎内市さんでございます。ここの複数所属可、4委員会とした理由でございますが、まず平成22年に議員定数を26名から18名に削減しておると。それで、当初3委員会それぞれ委員の定数6名ということでやっておったんですが、実質5名の審査では審査として不十分ではないかということから、それぞれの委員の定数を9名として、複数所属を認める形に変更しております。ただ、この先でございますけれども、「しかしながら」の後でございますが、今、複数所属にしたことよっての弊害というか、課題も出てきておまして、正・副委員長の数が、4委員会にするとどうしてもふえるということで、議員の負担が大きいこと。あと、4委員会にしますと、それぞれの委員会が所管する部署が減ることになりますので、付託議案がないといった委員会があることなどから、この後、今現在は胎内市さんは定数18なんですが、定数を16名にする予定があるそうで、改めて委員会数、委員会構成、複数所属について議論をすることとしているということで伺っております。

続きまして2つ目でございますが、議長任期1年、委員任期2年という市を調査いたしました。これについては、ごらんの3市でございます。理由等についてお尋ねをしたところ、それぞれの市が、要するに議長任期と議員任期をあわせて議論はもともとしていないというところから、従来からのもので理由がわからんという回答でございました。ただ、甲州市さん、河内長野市さん、栗東市さんについては、今のところ議会運営上の不都合は生じていないということでございます。

続きまして、議長任期2年、委員の任期1年という市でございますが、千葉県館山市さんと兵庫県赤穂市さんでございます。こちらにつきましても、やはり議長任期、委員任期をあわせて議論を

されていないようで、従来からのもので理由はわからないという回答でございました。

それと、先ほどと同じく、議会運営上、不都合が生じておるということは特になくということでも回答を得ております。

1枚めくっていただきまして、A3の縦長の資料になります。

こちらにつきましては、2委員会の市を調査させていただいております。その中で、もともと3委員会やったやつを2委員会にしましたという市に絞って一覧にさせていただいておりますが、まず経緯につきましては、ほとんどの市が、定数削減に伴って3委員会から2委員会に変更しておるといふようなところがほとんどであったかと思っております。それと、2委員会としておる理由につきましては、合理的、効率的に審査の充実を図るため、2委員会それぞれ定数を9人としたとか、先ほどもありましたが、実質5名では十分な審査ができやんといった理由がほとんどでございました。それと、そのほかにつきましては、今2委員会にしたことによって何か不都合というか、そういったことが出ていないかということもお尋ねをしたんですけれども、ほとんどのところは特に不都合はないということだったんですが、例えば小浜市さんなんかですと、2委員会としたことで、発言が減ったという意見が出ておると。特に議論にはなっていないということなんです、そういう意見やら、岐阜県の土岐市、下から4つ目でございますが、2委員会としたことで、所管する執行部の部署が広過ぎるのではないかという意見が出ておるといったような意見が出ているという市はございましたが、特に議論しておるといふ市はなかったかと思っております。

あともう一つ、1委員会当たりの審査日数、2委員会としたことによって、ふえておるかふえていないかということでお伺いをさせていただいております。ほとんどのところは、1委員会当たりの審査日数はふえていないという回答を得ておまして、やはり1日と決めたら、その中でご議論をいただくというようなスタイルをとっておるといふようなことでございます。ですので、実際、時間としては、今まで例えば2時、3時に終わっておったのが4時、5時になるとか、若干1日の中で審査時間が延びておるかなというところはございましたが、特にほとんどのところはそういったことで審査日数はふえていないという意見を頂戴しております。

ただ1つだけ、山口県の光市でございますが、こちらにつきましては、1委員会1日という審査日数から、あえて1委員会2日ということで、委員会の日数をふやしておるといふことで状況を伺っております。

それともう一点、2委員会にすると、同じメンバーで委員会が変わるだけではないかという点につきましては、いずれの市も、やはり、残る方とかわられる方が見えて、その比率についてはそのときでまちまちということで回答を得ておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上のとおりです。

これについては、きょう議論したところで、最終的に議会としての結論が出せる問題ではないと思っておりますので、とりあえず今、事務局のほうから報告をいただいたことについて、感じられたことや意見やらというのをきょうの時点で出していただけたらと思っております。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 感じたことということで、まず第一に感じたのは、議長任期の1年、2年にかかわらず、議長が全て委員会に入っているということですよ。やっぱり18人に定数が減ったということで、議長も委員会メンバーとして入ることで議論をふやすという考え方なのかなというこ

とで、うちの議会としては議長が抜けているというのは、議長としての均衡を保つためという理由がありましたけど、その辺についてまた逆にうちも考えていかないのかなというふうなことを感じました。

○部会長（服部孝規君） 他にありますか。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） やはり私が一番懸念される所と、意見もちょっと出ておった内容としたしましては、5人とか、3委員会によると非常に少ない人数で、委員長を抜くと4人で何億、何十億という審査をするというのは、非常に難しい面があるように思われたところも同じような意見があったように思います。

そして、あとは2委員会制ということにつきまして、私どもの会派としては、2委員会制を推進したいなというところはあったんですけど、機構改革のことも気になりますので、今即時に進めるというのは難しいですけども、私どもとしては2委員会制は好ましいんじゃないかと。そして、その中でも1委員会当たりのスパンが大きくなるというんですけど、その辺はどちらも調整すれば行けるんじゃないかなという思いは感じました。

○部会長（服部孝規君） 他にありましたら。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今、委員会構成のことについて僕はあえて言わなかったんですけど、2委員会のほうは、どっちの面にしても長短があるのかなということですよ。人数をふやすことによって発言機会が減ったとかいうのであれば、少ない人数で議論を集中していくのも一つだしということですけども、ただ、新さんが言うように、会派によって2人しかいない会派だと、全ての委員会に会派から所属できないという部分がありますので、その辺も考えていかなあかんけれども、やっぱり根本のところは、どこまで議論を尽くすかということに委員会は出てくるので、やはりその点を重点に置きながら、今後、議長が2年任期になった後で、どういうふうなことをしていくかというのはより深めていく必要があるのかなと。

それと、さっき新さんも言われましたけど、機構改革がありますので、どのようにまた委員会所管が変わっていくかということも検討しながら、ちょっと長いスパンで見えていかなあかんのかなという感じはしました。

○部会長（服部孝規君） よろしいですか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） さっき話をずうっと聞いていまして、委員会構成にしたら長短があり過ぎて、一回お試し期間でとか、そういうレベルの話でもいいんじゃないかなと。ずうっと読んでいまして、確かにいろいろな意見があり過ぎて、いろいろな判断がすごく怖くなってくるな、するのは思っていて、1年やったら1年やってみるとか、それでよかったら、うんと言ってしまうのかということだと僕は思いました。

○部会長（服部孝規君） 委員会数3という問題については、とりあえず3で行きましょうと。3が皆さんいいですよという合意のもとにスタートしたというよりは、意見が分かれておって、とりあえず3でスタートしましょうと。それでもってやってみた結果、不都合が出ればまた見直しましょうみたいなことでスタートしておるわけです。だから、我々も今の3の委員会ですらという問題があるのか

ということ。そこで不都合があれば改めると。もし今の3で不都合がなければそのままやっていくという一つの方法論としては、そういうことを考える必要があるのかなというふうに。だから、方法はいろいろ本当に千差万別で、それぞれの事情があってやっていることなので、だから、どこのをどうしろという話ではなくして、亀山市がそういう経緯で3委員会ですタートした。その結果、4年間やってみて、どういうことが出てきておるのかということを検証する必要があるのかなと。でないと、何で変えるのやという話になる。説得力がない。

でないと、やっぱり他市を見て、どこがいいから、これにしましょうという話ではないわけやからな。ぜひ、きょうは出ませんけれども、この3年間の3委員会制の中での問題点というのか、その辺の検証をするということの一つテーマに上げて、まだもう一年時間としてはあるんで、やっていきたいと思えますけど、それでよろしいか、方向性としては。

高野さん。

○**議会事務局員（高野利人君）** ちょっと1点、報告の中で漏れておった件がございまして、これもカルテのほうへの記述が必要になってこようかと思うんですけれども、議長任期の件につきましては、ここで決定をいただいた後、8月7日の代表者会議でも確認をいただいておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**部会長（服部孝規君）** それじゃあ次に、2の長期欠席者への対応について。

高野さん。

○**議会事務局員（高野利人君）** それでは、お手元の資料3をごらんいただきたいと思ひます。

カルテにつきましては、継続した議論ということで、7月18日、第48回検討部会ということで協議を行ったということで追記をさせていただいております。

続きまして資料の3-1、条例検討資料をごらんいただきたいと思ひます。

前回までに亀山市（案）ということで、赤色で着色していただきました適用除外の部分まで議論が進んでおろうかと思ひます。その中で、ちょっと前回確認をということで宿題をいただきましたのが、期末手当の減額という部分の第4条でございまして、第2項で、前項の規定により期末手当を減額支給する場合で、基準日の前日から6月前までの間の議員報酬の減額割合が異なるときは、高いほうの減額割合を適用するということについて、どういうことか、具体例を示してということで宿題をいただいておりますので、A3資料の次に参考資料ということで、こういった3月から12月というペーパーを1枚挟ませていただいております。これはあくまで一例でございまして、例えば欠席が3月に始まったといたしますと、6月から90日を超えてくるということで、大体でございまして、6月から8月までの間が100分の20の減額ということになってきます。そして、9月から12月までの期間が100分の50となってくるということで、12月1日を基準日として考えた場合に、この中で6月1日から12月1日までの間に100分の20の期間と100分の50の期間がそれぞれ発生するというので、これの減額割合の高いほうを適用しなさいよということで、100分の50の減額割合が適用されるという解釈でございまして、これにつきましては、こういう規定を設けておる各市さんに確認をとっております。以上でございまして。

○**部会長（服部孝規君）** 率の高いほう、より減額率を高めた割合を適用するということですね。

それでは、これはどうしますか、佐賀の。先に説明してもらおうか。

事務局に説明をいただきます。

高野さん。

○**議会事務局員（高野利人君）** お手元に資料ナンバー等もなしで、きょうちょっと追加で差し込みをさせていただいたんですが、長期に欠席等した議員の報酬を減額する条例についてということで、ペーパー2枚組みで配らせていただいております。これにつきましては、佐賀県が県の市議会議長会を通じまして、佐賀県の10市でございますけれども、連携して、こういった条例を、この9月議会に上程しております。この資料につきましては、唐津市さんのホームページを印刷してきたものでございますが、内容につきましては、ごらんのとおり、議員報酬の減額についてということがまず1番目にありまして、これについては、90日を超え180日以下であるときは100分の80と。180日を超え360日以下であるときは100分の70、365日を超えるときは100分の50ということで、これにつきましては、減額割合というよりも支給割合を記述しておるものでございます。

それと、減額の対象となる会議ということで2番の項がございまして、本会議、あと委員会として常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、それと全員協議会等と記述がございまして。

それと、活動休止期間の計算方法として、議員の報酬の減額は、活動休止期間が90日を超える日の属する月の翌月から会議などに出席した日、または復帰届出書に記載された復帰日のいずれか早い日の属する月まで適用するというように記述がございまして。

それと、期末手当の減額でございますが、これにつきましては、基準日の6カ月以内の期間においてということで、これについては、先ほどの話とは逆で、議員報酬の支給割合、基準日以前6カ月以内の期間において議員報酬の支給割合が異なる場合は、支給割合の小さいほうを適用するというように規定されております。

それと、これについて適用除外の項でございますが、公務、または通勤による災害、それとここでは女性議員の出産ということも明記をされておるようでございます。それと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者、または無症状病原体保有者、その他議長がやむを得ないと認める事由ということで、明確に規定がされておるという状況でございます。

ただ、ちょっと9月定例会で議決されたばかりということで、例規とかにも反映がされていないのでちょっと条文がございませぬが、そういう情報もございましたので、あわせてご協議いただきたいと思っております。以上でございます。

○**部会長（服部孝規君）** 説明は以上のとおりです。

前回までのところで、A3のペーパーでいくと3枚目まで、適用除外のところまでは一応亀山市案をつくったと。あと残っているのは、4枚目、5枚目で、特に尾鷲と西脇市の例で刑事事件の問題、ここのあたりのことを尾鷲や西脇市は書いているというところが残ってくるのかなというふうに思いますけれども、ただ、亀山市の案は、最初に議論したように、2枚目の第3条のところ、議員に長期欠席期間が生じたときということで、とにかく出席しなかった、欠席をしたということだけでもってやるというような内容になっているので、それからいくと、刑事事件がどうかこうとかということはないのかなというふうにも思うんやけれども、いかがですかね、その点。

これがクリアすれば、一応形としては、たたき台としての案はほぼでき上がるのかなというふうに思いますけど、いかがですか。

新委員。

○部会員（新 秀隆君） 2枚目の第3条の内容で十分ではないのかなと私自身は思います。内容を選別、限定できるという自信がないというか、要は休んだという事実だけでも3条のほうでクリアできるのではないかという一意見でございます。

○部会長（服部孝規君） 3条というよりは、趣旨のところ、私がちょっと間違っただけで、会議等を長期間欠席した場合における議員の報酬及び期末手当の支給に関しということで、会議等を長期間欠席した場合という規定の仕方をしておるのね。だから、理由は何も上げていないのな。尾鷲はそこの中に入っておるんやね。それを使わずに、鳥羽に合わせたような格好で、とにかく理由のいかんを問わず欠席があったらというような前提で組み立てられておるんで、あえてもうこれは要らんのかなというふうに思うんやけれども。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 刑事事件云々ということは関係なしに、長期の欠席ということでくくってしまって、逆にここで先ほどの唐津市の資料を見せてもらうと、適用除外が詳しく書いてありますので、その他議長がやむを得ない理由があればということなので、全て逆に議長が認めてしまえば含まれるようなこともあると思うんですけども、この感染症の予防とかというのはちょっとよくわからないんですけども、でも逆にこういうふうにはっきり書いてあったほうがいいのかもしいかなです。適用除外のほうで、これとこれは適用除外にしようという明記があったほうが、例えば公務災害じゃなくても、交通事故でもやむを得ないよとかというの、それを議長によって認める認めないとか、そういうのがあった場合は、逆にはっきりしておかないといけないのかなという気はしますけれども。

○部会長（服部孝規君） 私も佐賀のを見て、適用除外のところはちょっともう一遍検討する必要があるかなと思います。例えば女性議員の出産という問題は検討していない。だから、これは新たな問題として、適用除外に入れる必要があるんだろうというふうにも思うし、それから公務上の災害等というふうには書いてあるんやけれども、公務、または通勤による災害というような表現の仕方になっておる。わかりやすいね、このほうがね。

そのほか、感染症、これはちょっとどういうことが入れているのか、僕もよくわからんのやけれども、わかりますか、これ。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） ちょっとこれについては追加でさせていただいた資料ということもございまして、そこまで調査が及んでおりませんので、またそこにつきましては、唐津市さんなり、佐賀県は一斉に10月1日で施行しておるはずですので、その辺は調査をさせていただきたいと考えております。

○部会長（服部孝規君） 例えば出てきたらあかんよと、家から出たらあかんよというようなものと違うのやろうか。インフルエンザとか、そんなものではないと思う、僕は。それは欠席届やそんなんで十分対応できるでしょう。長期にわたるようなやつやと思う。

これがよくわからんのや。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） この辺はもうちょっと入れて、適用除外はもうちょっと検討するとして、あとの刑事事件の問題については、尾鷲とか西脇か、ここのところは採用せずにつくるということで

よろしいか、方向性としてね。

適用除外は見直してもええやろうなど。

なぜ佐賀県を重視するかというと、10市がかかわっておるといふのと、多分これは議長会にも相談しておるといふんです、それなりの。だから、そういう意味では、それなりの根拠もあつてつくられておるといふところもあるもので、ある一つの自治体がつくつたというよりは、もう少しこれは重みがあるのかなという気もするので、例えば次の段階では、亀山市の案と佐賀と一遍比較してみるとかということ、最終やってもいいかなというふうに思いますけど。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今の感染症のところ、18項を調べましたけど、1類感染症の患者及び2類感染症、3類感染症、または新型インフルエンザ等感染症の患者、または保有者に係る第何たらの規定で、要は感染症の蔓延を防止するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定める事項を書面において通知することができる。要は出てくるなという期間を含んでおる場合ということじゃないですか。詳しい病名については厚生労働省令にそれぞれ載っておると書いてありますので、要はインフルエンザで出てこれない期間は抜けということでしょうね。

○部会長（服部孝規君） 結局、本人の意に反してとにかく出てくるなという場合やな。

それじゃあ、きょうのところは一応ここまで進めてきて、もう一度、亀山市の案と佐賀の案と2つ並べて最終調整するということ、よろしいか。比較対象して、最終亀山案を決定するということ、よろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあそんなことで、これもほほほほ上がりということ、いきたいと思ひます。

3つ目やね。新たな項目の必要性についての検討。

事務局お願いします。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料4をごらんいただきたいと思ひます。

課題検討カルテといたしまして、新たな項目の必要性について検討ということで、議会の議決事件の追加を検討となっております。今までの対応としましては、先ほども触れましたように、都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議をさせていただいております。それで、前回それを経まして、お手元の資料4の1をごらんいただきたいと思ひますが、亀山市のパブコメを行つておる計画について一覧を提出させていただいております。そこでご意見を頂戴いたしまして、一度この一覧を各議員さんに見ていただいて、どれを議論していけばいいか、議決事件にすべき計画はどれかということ、各議員さんのほうにこのペーパーをお配りさせていただきまして、調査をさせていただいてございます。これにつきましては全議員から回答をいただきまして、一番右端に人数ということで太い線で囲つてありますけれども、そちらがこの項目を、この計画を議決事件にすべきやという回答を得た人数でございます。一番多かつたのが亀山市都市マスタープラン、次いで立地適正化計画、その次が公共施設等総合管理計画という順になっておりまして、それに続いて15番の亀山市子ども・子育て支援事業計画とか亀山市地域公共交通計画、あるいは一般廃棄物の処理基本計画、亀山市高齢者福祉計画などということ、これをもとに一つの参考資料としてご議

論をいただきたいと思います。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 意向調査はこういう結果になったんですけれども、これをどう見て、どう議論していくかということになるんですけれども、一つの基準として、議員の過半数10をクリアしているのは都市マスタープランだけやということですか。あとは皆過半数に達していないということが一つあると。ただし、過半数に達していないから議決事件にする必要はないかということ、そうでもないように思うし、そこをどういう基準でもってこれを上げていくのか、そこらをどういう判断をしていくのかということ。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） その辺の判断をどうしていくかということの参考にさせていただきたいと思ひまして、実際に都市マスタープラン等を議決事件としている他市に基準等はないのかという問いも投げかけております。ちょっと読み上げさせていただきますと、四日市市さんですと、総合計画を含めて6本を議決事件にしておるんですけれども、基準は特に設けていないと。やはりその時々に応じて議員のみの議論で、議会からこれを議決事件にしたいということで、その時々に応じて決定をしておるという回答を得ております。それと、鳥羽市につきましては、これも複数の計画を議決事件としておるんですが、鳥羽市の議論といたしましては、全ての計画を議決事件にすべきだという意見もあったんですが、現実的に全ての計画を議決事件にするということは難しいということから、執行部から計画の性質について一度全議員で説明を受けたと。その中から、運営方針的な計画のみを、こちらは議会のほうでピックアップして議決事件としたということでございます。ですので、特に基準はないけれども、これもやはり議会のほうの話し合いで決定をされておるという状況でございます。

あと、県内では尾鷲市さんから回答をいただいております、これも議会内の協議により決定をしておると。特に明確な基準は設けていないということで、いずれも基準というラインというのはなくて、その時々、その状況に応じて、全議員なり、議会の場において議論をして決定していただいておりますという状況でございました。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 何かこういう基準でやってはどうですかみたいな意見がありましたら。

それから、1つ言い忘れた、マスタープランと立地適正化との関係というのは、立地適正化で議論したときにマスタープランになるんやと。立地適正化計画がもうマスタープランになっていくんやという話やったと思うんやな。それを私が聞いたのは、要するに上位の計画がまだ決まっていないのに、先に下の計画を決めるのかという話をしたときに、マスタープランの一部になっていくんやと、立地計画が。そういうような答弁があったと思うので、これはやっぱりセットでやったほうがいいのかなと。だから、マスタープランだけをやるんじゃなしに、立地適正化も2つセットでもしやるんならやったほうがいいのかなと。非常に関連が強いもんで、これはセットのほうがいいのかなと。ただ、立地適正化計画が既にスタートしておるのやけれども、見直しが5年ごとになってくると。そうすると、見直しの計画をまた議案として出してくるということもあり得るわけやね。そのときに議案の議決事件になれば、それをまた審議するということにもなるんかなと思います。その点どうやろう。見直しも議案になるやろうか。なるわな、当然。ここに書いてあるけれども、立地適正化の20年先を見通し、5年ごとに見直しと言っておるわけや。だから、今からいけば33で5年たつわけやわな。その33の時点で、34年以降のをどうするかという見直しが出てくると思う。だから、公共施設の総合管理計画も一応60年間を見通した計画ではあるんやけれども、これも随時見直しなんや。というこ

とは、いつでも見直ししようと思ったらできる計画なわけやな。これは決定はされているけれども、見直しは出てくるということに関しては、これもやっぱりもしそういう議決事件にしておくと、そういう見直しが出てきたときに、議会としての議案としての議論ができるということがあり得るかなど。

副会長。

○副会長（森 美和子君） 済みません、委員ではないんですけど。

私、これ調査をされたときに、基本、私は全部をするべきやなと思ったんです。ただ、よく考えると、議案として出すということが当初はなかったので、中間案とパブコメ案をしっかりと議論をして、議会の意見を反映するということが決定をされていますよね。そうすると、議案として今後出すとなると、事前審査にならないのかなということに、そこら辺の整理をつけた上で議案として議会が議決案件にしていくべきじゃないかなと思って、全部バツにしたんですわ。そこの整理がまず第一歩として要るんじゃないかということがちょっと自分の中で疑問だったので、本来は全部だと思っているんですけど、そういう回答をしました。

○部会長（服部孝規君） 今のわかる、見直しとか。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） 現在の総合計画もそうなんですが、策定及び変更という形で明記をすれば、この見直しの時点も変更ということで議決事件にはなろうかと思います。

○部会長（服部孝規君） 先ほど副会長が言われた意見についてはどうですかね。

私の思いとしては、議案となることで、議員がその計画に対して読み込んだり、そういう位置づけが変わってくると思うのね。議案として出てこないやつについても、もちろん計画については骨子の段階と最終の段階で議論するような形はつくってはああるんやけれども、やっぱりそれとは別に議案として出てくるということは、議案質疑をやって、最終賛否を問うという形になるんで、そういうところまでの重要性というのも大事なかなというふうに思うんやけどな。

ほぼ1時間たちましたので、2時5分まで休憩を。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

○部会長（服部孝規君） 休憩前に引き続き部会を再開いたします。

いずれにしても、どういう基準でこれを選んでいくかということが一番の問題になるということだけははっきりしたのではないかなど。その基準づくりをまず始めると。基準ができれば、それに今度は合うのはどれやということで、その基準をまずつくって、その中でそれに該当するのはこれやという決め方がいいのではないかなどと思うんやけれども、ただ、基準がうまくつくれるのかどうか、これは難しいと思います。よそが、基準はありませんけれどもと言ってやっておるように、それこそ議員の中の意見が多かったということを経験にしてやっておくというのものもあるかわからんですよね。それはそれでも僕は一つの基準やと思うんやわ。その時点での議員の多数の人がこれを議決事件にすべきやということを基準にしても構わんと思うけどな。

それじゃあ、それについては次回に送りたいと思います。

とにかく基準づくりが必要だということだけは確認をしておきたいと思います。

じゃあ4番目、最後、議会改革白書2017について、高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料5をごらんいただきたいと思います。

2017議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項まとめということで資料を作成させていただいております。

まず1番目といたしまして、議会改革の推進会議のほうで確認いただいておりますのが、5月19日でございますけれども、亀山市議会参考人招致の手續に関する要綱、亀山市議会参考人招致の手續に関する申し合わせ、亀山市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する申し合わせを整備しまして、その運用を開始することということで、以下の請願者の趣旨説明制度の概要ということで4項目上げてございますけれども、以下の内容をご確認いただいております。

続きまして、議会改革推進会議の検討部会でございますが、これは決定事項というわけではございませんけれども、この4月11日でございますが、先ほど推進会議で決定いただいた請願者の趣旨説明制度について、制度の位置づけ、運用上のルール、手續、これらに関して、これまで議論してきた例規関係とあわせて、議会運営委員会の確認をとることとしたということで確認をいただいております。

続きまして、3番目の議会運営委員会でございます。こちらにつきましては、まず28年11月4日でございますが、代表質問についてということで、代表質問の範囲、あるいは質問時間、あるいは新たに代表質問ができますので、質疑と質問の日程、それと代表質問と一般質問の両方を行うことができるかどうか。これについては不可とするということで決定をいただいております。

続きまして、代表質疑についてでございますが、代表質疑の時間については、40分プラス会派人数掛ける5分以内ということで、あわせて決定をいただいております。

続きまして、反問権につきましては、反問及び反問に対する議員の答弁の時間は質疑・質問には含まないということと、回数制限は設けない、あるいは行使できる人の範囲は部長級までとするということ決定をいただいております。

続きまして、これも議運でございますが、1枚めくっていただきまして、11月18日でございます。質疑・質問の順序についてということで、今まで臨時会における質疑の順序が明確になっておりませんでした。これについては、通告書の提出順ということで決定をいただいております。それと、先議及び追加議案に対する質疑順序は、その定例会における会派によるローテーションとするということで、あわせて決定をいただいております。

続いて、29年になりまして2月20日でございますが、代表質問についてということで、先ほど11月に確認いただいた事項プラス、代表質問に個別の一般質問を含めることも可とするということで決定をいただいております。それと、本会議における総合計画に関する議案の質疑についてということで、質疑時間、あるいは総合計画集中質疑と議案質疑の両方を行うことを可とする。それと、会派の人数制限はなしとするということで決定をいただいております。

それと、3月10日でございますが、委員会の一般質問への市長の出席についてということで、事前に出席を求める場合3項目、それと委員会中に出席を求める場合2項目ということで、これも決定をいただいております。

続いて8月25日でございますが、これは今回決定事項の項でご確認をいただきました9月定例会での議長職務及び委員長報告について決定をいただいております。

それと4番目に予算決算委員会といたしまして、1月20日でございますが、予算決算委員会における総合計画に関する議案の質疑についてということで、質疑時間と会派での人数制限はなし、それ

と総合計画に関する質疑と当初予算に関する質疑の両方を行うことを可とするということで決定をいただいております。

それでは、続いて資料5-1をごらんください。

これにつきましては、28年の10月に白書の改定を行っておりますので、それ以降、今年度のスケジュールということで、12月まで記載をさせていただいております。この中で見ていただきたいのが、一番上の青色の部分、3項目でございます。完了した検討課題ということで3項目、代表質問についてということと、反問権の取り扱いについて、それと請願者の説明機会についてという3項目が決定事項となっております。それぞれ代表質問については11月、反問権につきましても11月に議会改革の推進会議のほうに報告をしております。それと、請願者の説明機会については、5月に推進会議のほうへ報告をしております。

それと、この請願者の説明機会につきましては、下のオレンジの部分の11番、公聴会制度とあわせて検討をしてみました、あくまで請願者の趣旨説明機会についての部分が完了したということで、これについては前々回、カルテを分けさせていただきましたので、請願者の説明機会については完了で、公聴会制度については引き続き検討の扱いということで、着手中という形で残してございます。

それと、その着手中の中で一番下でございますが、新たな議決項目の必要性についてということで、これにつきましては、今年度当初は未着手のところに入っておりますが、7月から議論を始めたということで、7月から着手中の検討ということで表記をさせていただいております。

続いて、資料5-2も簡単にご説明を差し上げたいと思います。これについては、白書のほうに平成19年度からずっと議会活動の調査ということで、こういう表が添付してございます。19年度からの調査がございまして間は割愛させていただいておりますが、27年度までが去年の10月に改定した白書に今のところ掲載されております。それプラス28年度のこの表が追加されるという形になりますが、委員会の部分だけでも見ていただけますと、やはり28年度につきましては、総合計画も含めまして、計画物がたくさんあったということもございまして、委員会の開催回数だけでも27年度が合計150回であったところが186回にふえておるとということで、これだけ活動が盛んであったということをお知らせしておきたいと思っております。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 以上で説明は終わりました。

この議会活動調査というのは、長くやっている議員から見ると、本当に目まぐるしいほど活動が変わってきてまして、19年というと、合併して間もないころのあれですけども、委員会は年間で76回の開催であったのが、平成28年には約3倍近い186回の委員会の開催ということで、全然ハードさが違うんだと思いますけど、議員もえらいけど、事務局も大変やろうと思うね、これだけのことをこなしていくのは。そういうことで、議会改革は進んではおるんですけども、進むと、ある意味こういうこともふえてくるのかなということだね。

それじゃあ、これは確認だけでよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、議会改革白書2017については、今、報告があったとおりでいきたいと思っております。

最後にその他、ここがどちらかといういろいろあるんですけども、まず1番目は、議員登退庁

表示板のあり方についてということで、前回提案をいただいた件ですけれども、それについて事務局のほうで調べていただいたのがありますので、その報告を。

高野さん。

○議会事務局員（高野利人君） それでは、お手元の資料6をごらんください。

前回、他市13市の状況を調べてほしいという依頼がございましたので、他市の状況を調査させていただきました。

それで見えていただいて、着色をさせていただいておる3市、四日市市、伊勢市、鳥羽市でございますが、この3市が会派室前とか事務局内にある登退庁のボタンを押せば、玄関ロビーにある登退庁板に連動しておって、玄関でも確認できるという市でございます。それが3市ございました。

それと、そのほかの市につきましては、庁舎の構造とかもいろいろありますので、まちまちやったんですけれども、少なくとも議会事務局内にしか登退庁板がないという市はございませんでした。全て廊下で見られるとか、会派室付近で見られるとかいう形になってございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） これについて意見をもらったんやね、市民の方から、たしか。

調査結果を聞いて、いかがいたしましょうということですよ。

高島委員。

○部会員（高島 真君） ほかがやっているからせよということで、いいとこどりで僕はオーケーやと思いますけれども、値段のことはさておき、これは本会議の開会期間中だけをするのか、365日というか、平日のときもおりますよというのを、たしか四日市は閉会中……。四日市はもう今は通年議会になったのであれで、昔、通年議会じゃない前もボタンで確認できたと思う。確かに四日市は9階ですので、その辺のところはあるのかなとずうっと試してみたりしておったんですけれども、僕はそう思います。

○部会長（服部孝規君） 要は、市民が来たときに、西川議員はおるのかおらんのかということをお玄関でぱっと確認できるというメリットやね。

だから、例えば1時間、2時間、会派室で仕事をするのに出てきたと。そのときも押すわけやな。そうしたら、下におりますよというのがわかるというシステムやな。

今、事務局の中に設けられておるのは、委員会とか、そういうときに出てきておる人だけやわね。渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 基本は、議員さんが見えたら押していただくというのが基本なんです。要覧には書いてございました。以前は、亀山市議会も外にあったらしいです。エレベーターの横ぐらいにあったと。それを事務局内に入れたと聞いています。大分前ですよ。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） そうかもわからんな。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） 鳥羽市の状況なんかを見ると、各部長のパソコンでも確認できるとかというふうまで出ていますので、多分今言われたように、どの議員さんがきょうは来てみえるかということで、いろんな話等もやるという、市民さんも含めてそういうことができるというのはあれなんかなあとと思いますけど。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） だから、やるんならそこまで金かけてやったらいいじゃないという話や。

そやで、費用の問題も含めて検討する。例えば一つのシステムというか、こういう形というものを考えて、それでもって幾ら費用がかかるのかということも考えてやらんとあかんやろな。もちろん財政もうんと言うかどうかという問題もあるもんで、上げても。確かに必要ないとか、そういう話ではないと思うんな。あつて、それがわかるのは、それはそれでサービスとしてはいいんやろうとは思いますが、問題は、そういうところも含めてもうちょっと調査してもらおうかな。費用的にどれぐらいかかるのか、もしやるとしたら。ということで、検討課題というほどのこともないと思うので、そこまでせんでもいいかなと思うんやけどね。

カルテにはしないで……。

場合によっては、もう必要ないという、要するに多額の費用がかかるということやったらそういうこともあると思うんで、その見合いもあると思うんやけどもね。

それじゃあ、そんなことでこの問題は置いておきたいと思います。さらに検討ということやね。

それから、政務活動費の精算払いということで。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 政務活動費の精算払いにつきましては、最近、他市議会のほうで、いろいろ政務活動費の使徒について問題になったときに、通常は大体前払いをしておりますが、後払いに変えている市議会も出てきておるとい状況でございます。

来週、北勢5市の懇話会がありまして、桑名市さんがこの点についてテーマに上げてきてまして、後払いの検討の見込みはどうなんだろうというふうなことを議題に上げております。現在、北勢5市については、桑名市といなべ市は前払いは前払いなんですけど、4月と9月、年2回の前払いをやっておると。四日市はことしの4月から後払い方式に変更された。鈴鹿と亀山市は、冒頭4月に1年分まとめて交付しておるとい状況でございます。一度、この政務活動費の後払いについてを検討課題として上げて議論するのかどうかということ、きょう、一度決めていただければと思います。

四日市さんは後払いということで、別に年度末に払っておるわけではなく、多分一月単位で毎月請求をしておると思うんです。ですので、その分、各会派の方から見たら、毎月毎月請求せんならんということで、会派の手間はふえるかもわかりませんが、事務局的には、チェックする部分は1年分まとめてするか、一月ずつするかで、その辺の事務的な部分はそう負担ではないようでございます。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 質問ですけど、うちは会派が解散したとき、一旦政務活動費を全額返納という形をとりましたよね。月払いになったら、そういう場合はどのようになるんですか。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そういう会派異動があったときなんかは後払いのほうがいいと思います。

○部会長（服部孝規君） 今のやり方でも、最終的に、これは政務活動費で使うのは適さないというやつについては、支出したやつについても、それは政務活動費から落とせないという形になるので、はねられるわけやね。だから、領収書があろうが何があろうが、これはだめですよということをチェックできるわけやから、毎月それをやろうが、年度末でまとめてやろうが、それは余り変わりが無い。要するに、不正を防ぐという意味では、チェック機能という意味では余り変わりが無いだろうという

ふうと思うんやけどね。

ただ、よそがやっているから、亀山市も右倣えするのかという話だけではちょっとあれかなと思う。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 指定管理者の金額とか、あんなのと一緒にやと思うんですよね。1年間通して、一旦ぽーんと支払ってしまうと。それも仕事をやってへんけど前払いしておるわけですから、結局必要経費としてこんだけ使っているよという担保やと思うんですよね。だから、僕も今の現状で不正が働かないというのであれば問題ないと思いますし、もし不正のという危惧があるのであれば、よその市がやってみたいに年2回に分けるとか、前払いでやっても、4月と10月とかというふうに分けていくことで、不正に使える金額を抑えることもできるわけですから、今現に必要性があるかという、ないとは思いますが、そういう意見です。

○部会長（服部孝規君） よく問題になった市というのは、使い切ってしまうという。要するに、前もってもらから、使い切ってしまうんやというような議論があるわけやな。それを領収書をつけて、必要なものだけを後払いで精算でやるということになれば、使い切るということは余り考えないところ。ところが、最初にぽんとももらから、これはもらった金やで、何とかこれは使い切ろうにという考え方が生まれるというところを言うんやけれども、結構、各会派戻しておるん違う、残。だから、常に使い切ってしまうふうな会派全てがという状況ではないし、その辺は特に問題はないと違うかなと思うな。

これについては特に必要がないかなと、今の時点で。また状況が変わってきたらまた議論したらいいと思います。とりあえず、今回はこれについては検討課題に上げる必要はないという判断でよろしいか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） それじゃあ、本当に1年間、ご苦労さまでございました。もうあと1年、皆さん、特別なことがない限りやっただくこととなりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。ご苦労さまでした。

午後2時55分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 29 年 10 月 4 日

議会改革推進会議検討部会長 服部孝規